

# 笠岡市

## 協働のまちづくり の手引き

まちづくり協議会の適正な運営  
～よりよい組織づくりのために

令和4年  
笠岡市

# 目 次

1	はじめに	1
2	「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」の位置づけ	2
	（1）笠岡市地縁組織との協働システム構築計画	2
	（2）課題	3
	（3）「協働のまちづくりの手引き」の位置づけ	4
3	まちづくり協議会のかたち	5
	（1）組織	5
	（2）まちづくり計画	8
4	市が実施する支援項目	9
	（1）人的支援	10
	（2）人材育成	10
	（3）財政支援	11
	（4）支援体制	11
	（5）支援計画	12
5	今後に向けて	13

# 1 はじめに

まちづくり協議会制度が市内全域でスタートしてから令和3年度で10年目を迎え、地域特有の課題解決を目指した様々な活動が行われるようになりました。地域資源を活かした特産品の販売、カフェ運営などコミュニティビジネスと言えるような取組や地域住民の健康維持を推進したり、孤立しがちな地域の高齢者向けの食事の場の提供、買い物支援など福祉的な分野や避難支援など防災的な分野などその活動範囲は多岐にわたって広がりつつあります。その一方でまちづくり協議会制度の明確な位置づけが無く、必要性や趣旨についての理解が市民全体に広がっていないことで取組内容や活動規模に地域差が生じたり、組織の担い手不足といった課題がでてきております。

今後、一層の人口減少・少子高齢化が見込まれる中、生きがいを持って幸せに暮らせる地域社会を作っていくためには、これまで以上に多様な人や組織が連携を深めながら各々の得意分野で力を発揮しつつ互いを補い合った協働により地域の特性を活かしたまちづくりを進めていかなければなりません。

こうしたまちづくりを円滑に進めていくことができるように、まちづくり協議会制度の目指す姿、その実現に向け、「笠岡市まちづくり協議会条例」を制定するとともに「笠岡市協働のまちづくりの手引き」を新たに作成しました。

## 2 「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」の位置づけ

平成22年1月に発表された「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」では、その必要性と方向性が示されると同時に、地縁組織の具体的内容が提案されました。

### (1) 笠岡市地縁組織との協働システム構築計画

#### 笠岡市自治基本条例

##### 笠岡市地縁組織との協働システム構築計画

地縁組織との協働による地域づくりの必要性  
地縁組織との協働による地域づくりの方向性

##### まちづくり協働協議会の形

「組織」→まちづくり協議会の設立

「人材」→地域/会長，事務局員の確保  
→行政/地域担当職員制度

「資金」→補助金制度

「拠点施設」→公民館，集会所・公会堂・空き家など

## (2) 課題

笠岡市では「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」に基づいてまちづくり協議会が設立され、10年にわたり地域でまちづくりの取組が重ねられてきました。その一方、地域の多様な主体の連携を深め、より効果的なまちづくりの取組を進めるうえで以下の課題が指摘されています。

### ①担い手不足

役員のなり手の減少、あるいは役員の高齢化はどのまちづくり協議会も抱えている課題です。役員だけでなく、取組への参加者が固定化し、新たな参加者がなかなかいないといった問題も生じています。

これは、社会の変化により60歳を超えてなお働き続ける人が増え、地域の取組に参加することが難しくなってきたこと、また少子高齢化により地域から人材を得ることが難しくなってきたことなどが要因となっているようです。

### ②まちづくり協議会の周知不足

各まちづくり協議会は設立以来様々な活動に取り組んできましたが、まちづくり協議会自体を知らない、どんな活動をしているのかわからないという声が聞かれます。

様々な人、団体が連携してまちづくりの取組を進めていくために、広く多くの住民にまちづくり協議会とその活動を知ってもらうことが必要とされています。

### ③行政の支援

まちづくり協議会は地域独自の課題解決の活動や、地域の特性を活かした地域活性化活動に取り組んでおり、行政には、個々の地域の取組に沿った適切な支援が求められています。例えば地域防災の取組には、自主防災組織、消防団、婦人防火クラブ、行政協力委員、民生委員、愛育委員等の多様な団体が協働して活動することで単独で取り組むより高い効果があげられますが、その取組の内容によって避難訓練や避難所運営は危機管理課、個別避難支援計画は地域福祉課、課題解決の取組の事業計画は協働のまちづくり課といった複数の担当課が相互連携して支援する体制が必要になってきます。

### (3) 「協働のまちづくりの手引き」の位置づけ

今回の見直しでは、前述(2)の課題の解決やまちづくり協議会の立ち位置や役割を明確にしてほしいとの地域からの声に応え、これからの協働のまちづくりを進めていくために「まちづくり協議会条例」「協働のまちづくりの手引き」を以下に位置づけることとしました。

今回新設

今回新設

今回新設

#### 笠岡市自治基本条例

##### まちづくり協議会条例 まち協と協働を定義

##### 笠岡市地縁組織との協働システム構築計画

##### 協働のまちづくりの手引き(まちづくり協議会のあり方)

###### 定義

- ・協働
- ・それぞれの役割

まちづくり協議会のかたち

###### 市の支援項目

- ・人的支援
- ・人材育成
- ・財政支援
- ・総合支援

見直しについて

##### 支援計画

- ・地域担当職員制度
- ・市民活動支援センターのサポート
- ・職員研修
- ・地域向け研修
- ・オンライン化研修

- ・交付金制度(地域裁量枠の拡大)
- ・支援体制(①地域の取組にあわせた支援体制の構築②まちづくり協議会と行政との協働事業展開)

まち協の定義  
・区域、要件、構成員、事業内容

### 3 まちづくり協議会のかたち

「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」で提案された地縁組織は平成24年に市内全域をカバーする形で24まちづくり協議会が設立されました。

#### (1) 組織

① 名称 市内24のまちづくり協議会の名称は以下の通りです。

名 称	
富岡北地区まちづくり協議会	新山地区自治会
富岡南地区まちづくり協議会	北川まちづくり協議会
笠岡地区まちづくり協議会	大島まちづくり協議会
番町地区まちづくり協議会	神島まちづくり協議会
新横島緑町まちづくり協議会	横江・美の浜まちづくり協議会
今井地区まちづくり協議会	神島外浦まちづくり協議会
金浦地区まちづくり自治協議会	高島まちづくり協議会
城見地区まちづくり協議会	飛島自治振興会飛島自治振興会
陶山地区みんなが輝くまちづくり協議会	白石・島づくり委員会
大井まちづくり協議会	北木島まちづくり協議会
大井南まちづくり協議会	真鍋島まちづくり連絡協議会
吉田地区まちづくり協議会	六島まちづくり協議会

② 区域 笠岡市まちづくり協議会条例第8条に以下のとおり定めています。

(抜粋)

(まちづくり協議会の区域)

第8条 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とする。

(1)笠岡市立中学校及び小学校に関する条例（昭和39年笠岡市条例第37号）別表に規定する小学校の通学区域

(2)笠岡市立公民館条例（昭和54年笠岡市条例第38号）別表第1第2項に規定する地区公民館が管轄する区域

(3)笠岡市行政協力委員規則（昭和42年笠岡市規則第14号）第5条第1項 に規定する行政協力委員長が管轄する区域

2 前項の規定にかかわらず、その区域が地域の実情に合わない場合で、区域の変更がまちづくり協議会の活動の促進に寄与すると認められるときは、まちづくり協議会の申出のもと、市とまちづくり協議会とが協議の上これを変更することができる。

- ③ 組織に求められる機能      まちづくり協議会の役割については、笠岡市まちづくり協議会条例に以下のように定められています。

(抜粋)  
(まちづくり協議会の役割)  
第5条  まちづくり協議会は多様な主体の連携と協働により、まちづくり計画にもとづいた地域の社会課題解決に取り組むものとする。

地域にはさまざまな団体や個人といった多様な主体があり、まちづくり協議会は、地域の課題解決のために協働して取り組んでいくために、主体間の調整・協働といったコーディネーターの機能を担い、取組を実現するための仕組みをつくります。

#### ④ 役員（任期）

会長任期は1期2年とし、再任を妨げないこととし、定期的に交代することで、引継ぎを容易にできる仕組みを作ったり、後継者問題等の対応策ができたり、組織の新陳代謝が図ることができます。

#### ⑤ 事務局員

組織の形作りには文書を作る、関係者間での情報共有をする、お金の管理など事務のマネジメントが不可欠です。マネジメントが適切にされることで、組織の決定にあわせた取組を効率的に進めていくことができます。まちづくり協議会には事務局員を置き、事務の進み具合や会計等についても他の役員と情報共有に努めることが必要でしょう。

特定の人だけに負担が集中しないよう複数の人による役割分担も考えましょう。

#### ⑥ 組織や活動内容に関する情報の周知

組織の構成や役員、規約等はまちづくり協議会の運営の基本的な情報です。また、事業計画書や収支予算、事業報告書や決算報告書は地域でどんな目的で誰がどんな活動をしているかが分かる大切な資料です。どちらも、地域に配布する、あるいはホームページに掲載するなど地域の住民の誰も見ることができるようにしなければなりません。

## (2) まちづくり計画 笠岡市まちづくり協議会条例に以下のとおり定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

～略～

(4) まちづくり計画 地域に居住する住民等の合意に基づき、地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期事業をとりまとめた計画をいう。

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域の特性に応じたまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、まちづくり計画を策定するものとする。

笠岡市には農村部、島しょ部、市街地とさまざまな特色のある地域があり、抱える課題も異なります。地域それぞれで住みよい地域社会を作っていくには、地域住民の意見を反映させた活動に計画的に取り組んでいくことが大切です。

まちづくり計画を作る際には、まずワークショップや住民アンケートやヒアリング（聞き取り）調査などから住民の意向・ニーズを確認します。子供から高齢者まで幅広い世代の意見を聞いて、互いの課題と地域の将来像を共有しましょう。地域住民みんなで地域の将来像と課題、解決方法について繰り返し話し合うことで、人と人とのつながりを深めて取組を実行する仲間づくりを進めます。

まちづくり計画に取組内容や役割分担まとめるときは、今できていることやすぐできそうなこと、それぞれの得意分野を活かせるように考えてみましょう。

また、取り組む中で、壁にぶつかって計画した結果にならなかつたり、別の課題が出てきたりすることもあるでしょう。取組を実行したら、必ず結果や問題点を仲間皆で確認して、改善方法を考えてみます。

## 4 市が実施する支援項目

行政は、まちづくり協議会の活動を支援し、地域と協働してまちづくりを進めていくために次の支援を行っていきます

### 人的支援

- ・ 地域担当職員制度（3～4人／まちづくり協議会）
- ・ 市民活動支援センター（まちづくり協議会の相談対応、まちづくり計画策定支援、SNS情報発信などの技術的サポート）

### 人材育成

- ・ 職員研修（地域協働研修、ファシリテーター研修、地域カルテ研修）
- ・ 地域向け研修（まちづくり協議会事務員研修、テーマ別研修）

### 財政支援

- ・ 地域の合意を得た課題解決の取組を支援する魅力あるまちづくり交付金制度

### 支援体制

- ・ 地域取組支援体制（地域の課題解決取組に対する行政支援体制の構築）
- ・ 地域と行政との協働事業展開

## (1) 人的支援

### ①地域担当職員制度

(笠岡市地域担当職員に関する規則平成22年9月27日規則第25号以下「規則」といいます)

(任期) 原則として3年とします。(規則第2条)

定期的に交代することで、より多くの職員が地域とのつながりや協働の視点を持ち、業務に反映できるようにします。

(職務) まちづくり協議会の会議や行事に参加し、地域と行政との連絡・調整といったパイプ役を担います。(規則第3条)

まちづくり計画策定の支援を行います。(規則第3条)

地域担当職員間でも担当地域の情報を交換・共有し、地域の取組を支援します。

### ②市民活動支援センター

まちづくり協議会からの組織編成や活動内容など運営に関する相談に助言・サポートを行います。また、まちづくり計画の策定にあたって、アンケート調査・ワークショップの開催など地域の取組を支援します。まちづくり協議会のフェイスブック、SNSなどzoom会議などオンラインの取組を技術的な面から支援します。

まちづくり協議会の情報を取りまとめて発信していきます。

## (2) 人材育成

協働のまちづくりを担う多様な主体の人材育成を図るため、行政職員及び地域住民への研修を開催します。

### ①職員研修

これからのまちづくりでは、行政職員が地域に対してアドバイザーやファシリテーター的な役割を担う必要性があります。また、全ての職員が協働への理解を深め、協働の視点に立った事業立案能力を育成できるよう地域協働研修、ファシリテーター研修等を実施し、スキルの向上を図ります。また、まちづくり計画策定支援のため主に地域担当職員を対象として地域カルテ研修を実施します。

### ②地域向け研修

各まちづくり協議会の事務のマネジメントを支援するため、事務局員向けの研修を開催します。また、防災や福祉などテーマ別研修や課題解決の先進地視察を実施します。地域間の課題・情報の共有を目的として意見交換会を実施します。

### ③オンライン化研修

まちづくり協議会のフェイスブックやSNSなどを利用した情報発信やzoom会議などオンラインの取組を推進するため、研修を実施します。

### (3) 財政支援

まちづくり計画にもとづいた取組（地域が掘り起こした課題を地域の話し合いで決めたやり方で解決する取組）を財政面から支援します。

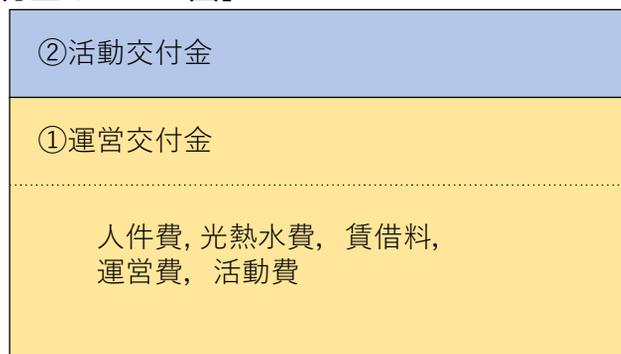
(市の支援体制)

第15条 市は、まちづくり協議会によるまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよう、まちづくり協議会に対し必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

#### 【魅力あるまちづくり交付金制度】

- ①運営交付金…協議会の管理運営・事業実施のための経費に対して交付します
- ②活動交付金…笠岡市魅力あるまちづくり活動審査会で審査され、市長が決定した協議会の「活動」の経費に対して交付します

#### 【交付金イメージ図】



### (4) 支援体制

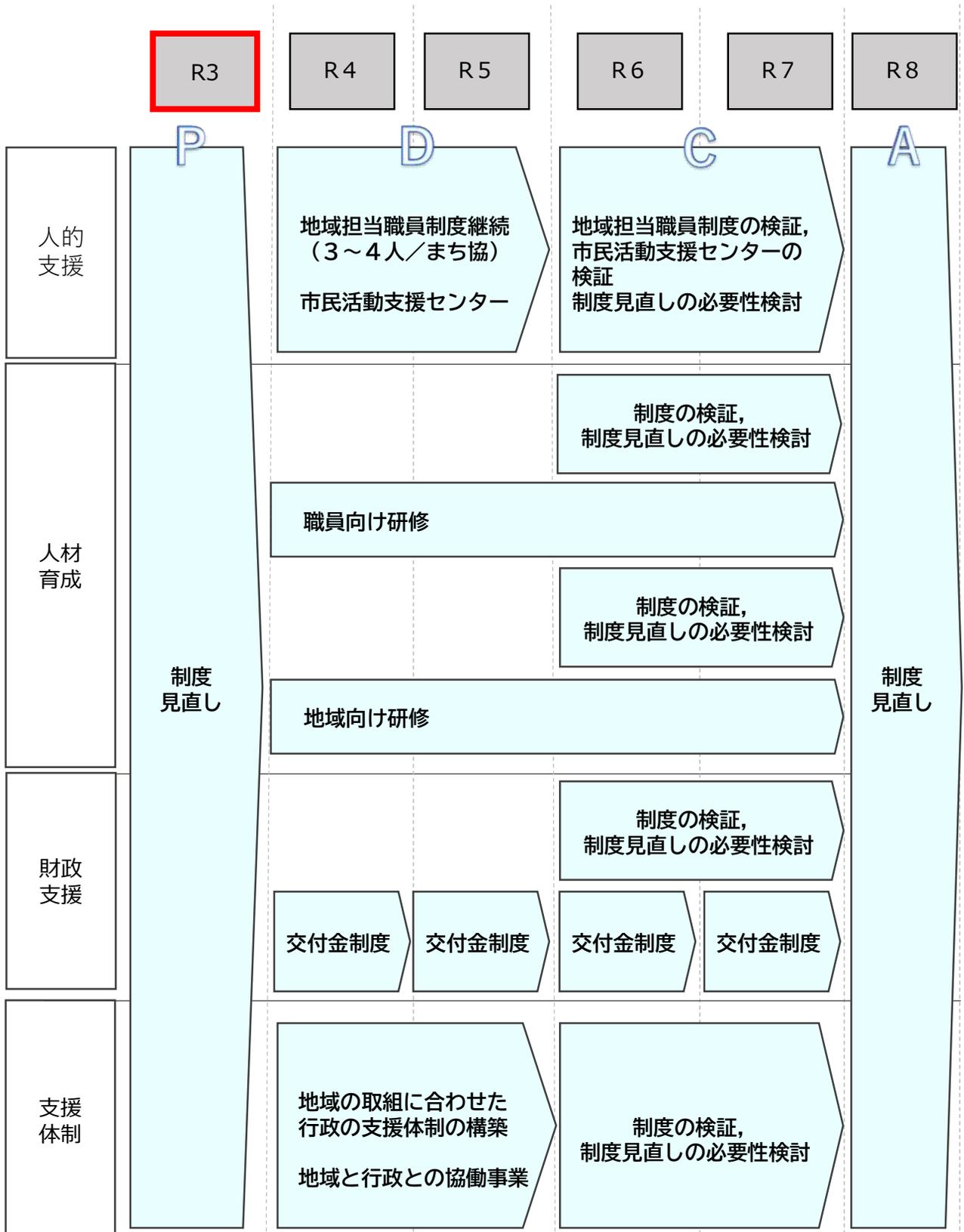
各まちづくり協議会が地域の社会課題を解決するための活動に取り組むための体制づくり、個別事業展開へ行政全体で総合的に支援していく体制の構築を目指します。

行政の事業についても地域との協働の視点から新規事業の立案時から見直しを行っていきます。

また、行政担当課とまちづくり協議会との協働による事業展開を進めていきます。

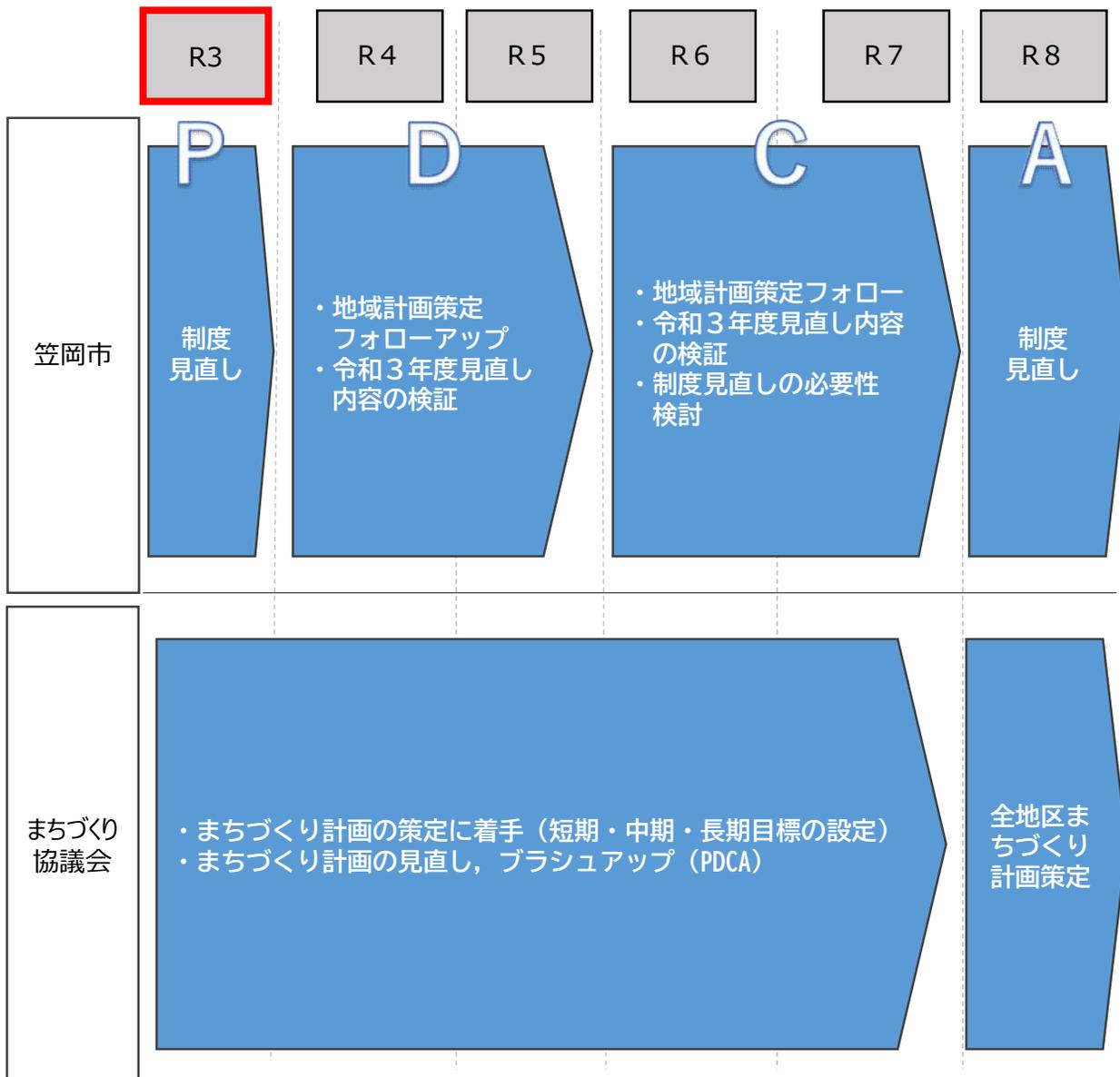
## (5) 支援計画（5年サイクルでの制度検証）

支援計画は単年ごとに支援計画をたて、成果を確認し、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。



## 5 今後に向けて

本手引きについては，社会情勢の変化への対応とともに協働の取組を重ねていく中で，5年を超えない期間ごとに見直しを行っていきます。



# 笠岡市協働のまちづくりの手引き

まちづくり協議会の適正な運営  
～よりよい組織づくりのために

---

## 令和 4 年 笠 岡 市

笠岡市政策部協働のまちづくり課  
〒714-8601笠岡市中央町1番地の1  
tel 0865-69-2123  
e-mail machizukuri@city.kasaoka.lg.jp